

2018 年 7 月 5 日 全 4 頁

AIIB への懸念は払拭されたのか

3 回目の年次総会を終えて

政策調査部
主任研究員 神尾 篤史

[要約]

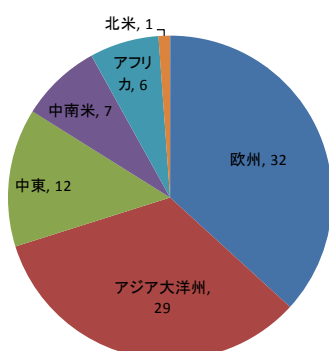
- 2016 年 1 月に開業した AIIB は設立から 2 年半が経過した。加盟国・地域は 87 か国・地域となり、開業当初の 57 か国・地域から大幅に増加した。加盟国は、アジア大洋州のみならず、欧州、アフリカ、中南米にまで広がっている。投融資件数は合計 28 件、投融資残高で 54 億ドルになり、インドへの案件が 7 件、13 億ドルと最も多い。
- AIIB に対しては、その投融資の基準が、既存の国際金融機関のそれよりも自然環境の保護などの面で緩くなってしまうのではないかなどの懸念が開業当初より示されていた。しかし、これまで実施した案件のうち、既存の国際金融機関との共同案件が 60% 以上を占める。また、様々な国際金融機関と MOU（覚書）を結んでいることから、これらの金融機関が行ってきた取組みと全く異なる基準で投融資が行われているとは考え難い。
- AIIB に日本は加盟すべきか否かについて、多くの意見が存する。加盟が日本企業に裨益するものであるかどうかを考えるべき点の一つである。

拡大する AIIB の加盟国と投融資額

2018 年 6 月下旬、中国主導の国際金融機関であるアジアインフラ投資銀行（Asian Infrastructure Investment Bank: AIIB）が 3 回目の年次総会をインドで開催した。2016 年 1 月に開業した AIIB は設立から 2 年半が経過したが、着実に加盟国・地域を増やし、投融資額を拡大させている。今回の年次総会ではレバノンの加盟が新たに発表された。これで加盟国・地域は 87 か国・地域となり、開業当初の 57 か国・地域から大幅に増えた。加盟国・地域はアジア大洋州のみならず、欧州、アフリカ、中南米にまで広がっている（図表 1）。

また、今年の年次総会ではインドの政府系投資会社への投資も発表された。本稿執筆時点での投融資件数は合計 28 件、投融資残高は 54 億ドルになった（図表 2）。投融資先は、インドへの案件が 7 件、13 億ドルと多く、金額でこれに次ぐのは、インドネシア、アゼルバイジャン、トルコとなっている。2018 年は 35 億ドルの投融資が計画されている。

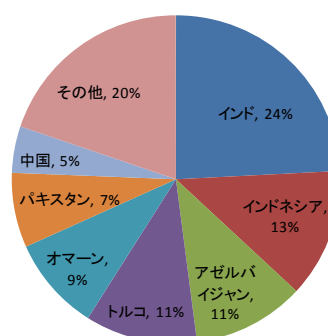
図表 1 加盟国・地域数の構成



（注）地域区分は外務省による。なお、ここでは外務省の区分による「アジア」と「大洋州」を合体させ、「アジア大洋州」とした。

（出所）AIIB より大和総研作成

図表 2 投融資金額の国別割合



（出所）AIIB より大和総研作成

AIIB に対する懸念

開業当初より AIIB に対しては様々な懸念が示されていた。例えば、①中国の「一帯一路」構想を実現するための銀行ではないか、②AIIB の投融資の基準が、世界銀行などの既存の国際金融機関のそれよりも自然環境保護などの面において緩くなってしまうのではないかと、いうものである。

①については、AIIB がそのようなイメージを払拭しようと、金立群総裁などから否定する発言がたびたびなされている。現在の投融資先を見ると、確かに「一帯一路」構想に関連した国への投融資が多く、現状、そうしたイメージは完全には払拭できていないと思われる。しかし、投融資案件の実行可否は多数決で決定するため、中国の独断で進めることはできないことを考えると、「一帯一路」構想の実現のみを目指すことは難しいはずである。他方で、「一帯一路」構想に関連した国は概してインフラが不足しており、インフラが整備されることが好ましい。

②については現時点では懸念は小さいと思われる。これまでの案件のうち、既存の国際金融機関との共同案件が 18 件（世界銀行（国際金融公社含む）：12 件、アジア開発銀行（ADB）：4 件、欧州復興開発銀行：2 件、欧州投資銀行：2 件¹⁾）であり、実施した案件の 60%以上が共同案件である。これらの案件は既存の国際金融機関も認めた案件であり、投融資の基準が他の国際金融機関よりも緩いという懸念はないといっていよい。

また、今回の年次総会ではイスラム開発銀行との MOU（覚書）の締結が発表されたが、その他にも世界銀行、ADB、アフリカ開発銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行などとも同様に協力関係にあり、今後の AIIB の投融資がこれらの国際金融機関が行ってきた取組みと全く異なる基準で行われるとは考え難い。さらに、今回の年次総会では、国連による持続可能な開発目標（SDGs）と調和するように経済、社会、環境の持続的な発展に向けて取り組むと総裁が発言している。

AIIB の課題

AIIB は ADB との関係我问われることが多いが、上述したように MOU を結んでいることから、いまのところ協力関係にある。というよりも、開業から 2 年半しか経っていない AIIB は開業して 50 年以上経過している ADB から共同案件などを通じて様々なことを学んでいる状況にあると思われる。実際、AIIB 自身も 2020 年まではスタートアップ段階と位置付けている。

AIIB は投融資拡大のために、今後様々な課題に対処していく必要がある。例えば、人員拡大や投融資原資の拡大が挙げられる。人員拡大については、2017 年末時点で 131 名と 2016 年末の 79 名から増加させているが、2017 年末時点で 3,134 名もスタッフが在籍する ADB とは規模が大きく異なる。また、投融資原資の拡大のために、他の国際金融機関と同様に債券発行により資金調達を強化する必要がある。報道によれば、2018 年中に債券発行を実施する可能性が高いようだ（日本経済新聞 2017 年 11 月 1 日 朝刊「アジア投資銀、来年起債へ 金総裁『民間資金を活用』日米に参加呼びかけ」）。

人員増や資金調達拡大と合わせて、案件組成能力を向上させていく必要がある。AIIB の投融資案件の多くは第三者から紹介によるものと推測されるため、AIIB が国際的にも十分に認められる機能を発揮していくには、AIIB 自身による案件組成を増やしていくことが求められるだろう。その際には、機関投資家の資金など民間資金の投資先となるように案件を組成することが望ましい。ADB によると、アジア 45 か国・地域のインフラ整備必要額は 2016～2030 年で 26.2 兆ドルと試算されており、年間では平均 1.7 兆ドルと推計されている。これを各国の財政資金、既存の国際金融機関の投融資だけで賄うのは難しいためである。

民間資金の動員に向けて、AIIB は①パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）の

¹⁾ 1 つの案件で世界銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行が共同融資することもあるが、その場合はそれぞれの機関で 1 つの案件とカウントしている。

促進、②インフラプロジェクトでの触媒機能の強化、③特別基金（Special Fund）の活用によるインフラプロジェクトの促進を挙げている。

①の PPP とは、官民が協力して公共サービスを提供するものである。公共施設の建設、管理、運営などを民間の資金とノウハウを活用することで最大限の成果を効率的に提供することを目的とする手法である。また、PPP に限らず、インフラ投資においてはインフラに関する制度・許可が突然変更されたり、インフラを整備する会社の資産が政府に接収されたりする政治的なリスク、地震・台風・洪水・津波などが生じることでインフラ整備に支障が出る自然現象に関するリスク、インフラ工事が計画通りに完成しなかったり、インフラの利用料金の徴収が滞ったりする商業的なリスクが生じるが、非商業的なリスクを軽減できるように AIIB は支援するとしている。AIIB から具体的な言及はないが、例えば、個々の案件組成において、PPP に取り組む企業と当局との間でのリスク分担についての協議や当局とのインフラに関する政策協議などを AIIB が行うことが想定される。

②は、AIIB がインフラプロジェクトにおける資金提供側のアンカーとなるものである。アンカーは相応の金額の投融資を行う主体であり、早期に投融資を行うことでインフラプロジェクトの資金調達が成功するとしている。他の投資家からの投融資を引き出すために AIIB はアンカーとなるべく、インフラプロジェクトの承認プロセスを強化していくとしている。

③には中国、韓国、英国によって拠出された「プロジェクト準備特別基金」の活用が当てはまる。特別基金は AIIB の資本金とは異なり、特定の国によって拠出された投融資財源である。特別基金の活用は、資本金を活用した投融資とは異なり、発展の遅れた国・地域にプロジェクト運営、技術支援、人材育成など、インフラプロジェクトでの投融資を受ける前に必要な支援を提供するものである。

日本は加盟すべきなのか

AIIB の開業当初から、日本が AIIB に加盟すべきか否かについて、多くの意見が存する。このことを考えるポイントの一つは、加盟が日本企業に裨益するものであるかどうかである。

AIIB のインフラ案件において、直接的に日本企業が関係する場合とは、インフラ案件の機器・サービスなどの入札に参加するケースである。AIIB は入札を加盟国・地域に限らず、全ての国・地域の企業に開放しており、加盟していなくても入札は可能である。この点を考えると、加盟する必要性は乏しい。

一方で、間接的には、日本企業が進出した国でインフラの整備が行われるかどうかという視点も重要である。すなわち、日本企業の進出した国でインフラ整備が行われれば、インフラが整備されない場合と比べて、日本企業にとっては事業を進めやすくなる。そのためには、AIIB による案件の決定への関与が必要である。インフラ案件の実施は当然に加盟国の意向に左右されるため、日本は AIIB に加盟しない限り、インフラ案件の決定に関わることはできない。この点を考えると、加盟の必要性はあることになる。